

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月22日水曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703220000413497)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703220000413497
受信日付 : 2017/03/22 09:42:50

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

果樹のアブラムシ、カイガラムシ等の抵抗性対策のため、スルホキサフロルのような新規作用性農薬の早期登録を希望する。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000353388

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月13日月曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703130000407681)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703130000407681
受信日付 : 2017/03/13 10:14:10

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : --

利用者メールアドレス :

提出意見 :

平成28年6月に温州ミカン園を果実買取試験を実施し、XXXXXXXXXXと比較し、同程度以上の効果があった。今後、実用化に向けて大規模試験を行うため、早期登録希望

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000348880

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415083)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415083
受信日付: 2017/03/29 00:58:28

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

この意見に賛成です。

残留基準パブコメ 17/03/01 から 17/03/30 募集

スルホキサフロル

提出意見 2015 年のスルホキサフロル残留基準案提示の際のパブコメの意見は、<http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladyvine/kiji/sul160102.txt> であった。

今回の資料は、前回と異なる個所もあるので、改めて、8分割して投稿する。

その1

【意見1】改ざんした資料を挙げ、残留基準を設定すべきでない。

下記の作物の残留試験データは、2015年版参考資料*の別紙1-3でEU、豪州等となっていたのと同じデータが今回の参考資料**では、アメリカのデータとして別紙1-2に記載されている。このような整合性のない資料をあげて、残留基準を設定すべきでない。

なお、米国の残留試験として、他国の試験がはいっている作物は、下記のものである。

Dry Bean/ばれいし/てんさい/キャベツ/レタス/リーフレタス/カリフラワー/
にんじん/ほうれんそう/Green bean/もも/ネクタリン/アプリコット/プラム/
おうとう/いちご/なたね

以下に、2015年版にもとづき提出した意見を再掲しておく。アメリカ以外の国名は、今回の資料では、すべて、米国資料となっている。

(1)キャベツ 2ppm

【理由】1、残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値は0.21ppmである。

- 2、アメリカの残留試験6事例で、散布3日後の最大残留値0.2774ppmである。
- 3、オーストラリアの残留試験2事例で、散布3日後の最大残留値は0.24ppmである。
- 4、ドイツの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値は0.400ppmである。
- 5、イギリスの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値は0.109ppmである。
- 6、フランスの残留試験2事例で、散布3日後の最大残留値は0.076ppmである。
- 7、ギリシャの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値は0.024ppmである。
- 8、アメリカの残留基準2ppmがそのまま援用されている。

(2) 芽キャベツ 2ppm

[理由] 芽キャベツの残留データはなく、アメリカのキャベツが参照とされ、同国の残留基準2ppmがそのまま援用されている。

(3) レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。） 6ppm

[理由] 1、残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値は0.42ppmである。

2、アメリカのレタスの残留試験4事例で、散布3日後の最大残留値は0.18294ppmであり、リーフレタスの残留試験11事例で、散布2又は3日後の最大残留値は1.1293ppmである。

3、オーストラリアのレタスの残留試験4事例で、散布3日後の最大残留値は0.070ppm、リーフレタスの残留試験4事例で、散布日後の最大残留値は0.950ppmである。

4、ドイツのレタスの残留試験2事例で、散布3日後の最大残留値は0.298ppm、リーフレタスの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値は0.831ppmである。

5、イギリスのレタスの残留試験3事例で、散布3日後の最大残留値は0.496ppmである。

6、ギリシャのレタスの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値は0.496ppm、リーフレタスの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値1.416ppmである。

7、スペインのレタスの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値は0.174ppm、リーフレタスの残留試験2事例で、散布日後の最大残留値0.567ppmである。

8、フランスのレタスの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値は0.446ppmである。

9、レタスの残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

10、残留基準を6ppmとした場合、幼小児で、ESTI/ARfDが20又は30%となる。

(4) パセリ 6ppm

[理由] 1、アメリカとオーストラリアのほうれんそう、アメリカとEUとオーストラリアのレタスとリーフレタスが参照されている。

2、パセリの残留試験データ明らかでないアメリカの残留基準6ppmがそのまま援用されている。

(5) ほうれんそう 6ppm

[理由] 1、アメリカの残留試験6事例で、散布3日後の最大残留値は3.2558ppmであるが、オーストラリアの残留試験2事例で、散布3日後の最大残留値は0.660ppmである

2、残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

3、残留基準を6ppmとした場合、幼小児で、ESTI/ARfDが30%となる

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354924

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415086)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415086
受信日付: 2017/03/29 01:14:19

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

その2 受付番号 201703290000415083 の続き

【意見1】

(6) 未成熟えんどう 4ppm

[理由] 未成熟えんどうの残留試験データは明らかでなく、アメリカの未成熟いんげんが参照され、その残留基準 4ppm がそのまま援用されている。

(7) 未成熟いんげん 4ppm

[理由] 1、未成熟いんげんの残留試験データは明らかでなく、EUの残留試験6事例(ドイツ、スペイン、イタリア、ギリシャ、ハンガリー、ポーランド各1)で、散布7日後の最大残留値は2.248ppmである。

2、残留試験データ明らかでないアメリカ基準 4ppm がそのまま援用されている。

(8) ネクタリン 3ppm

[理由] 1、オーストラリアの残留試験5事例で、散布7日後の最大残留値は0.17ppmであり、ももの残留試験事例8で、散布7又は8日後の最大残留値は0.28ppmである。

2、EUのもも残留試験6事例(ドイツ、スペイン、イタリア、ギリシャ、ハンガリー、ポーランド各1)で、散布7又は8日後の最大残留値は0.570ppmである。

3、アメリカのもも(残留試験6事例で、散布6又は7日後の最大残留値は0.2425ppm)、プラム(残留試験12事例で、散布7日後の最大残留値は0.3623ppm)、おうとう(残留試験6事例で、散布6又は7日後の最大残留値は1.367ppm)が参照にされており、残留試験データが明らかでない国際基準0.4ppmよりも緩いアメリカ基準3ppmがそのまま援用されている。

(9) あんず 3 ppm

[理由] 1、オーストラリアのアプリコット残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値は0.45ppmである。

2、アメリカのもも(残留試験6事例で、散布6又は7日後の最大残留値は0.2425ppm)、プラム(残留試験12事例で、散布7日後の最大残留値0.3623ppm)、おうとう(残留試験6事例で、散布6又は7

日後の最大残留値は1.367ppm)が参照にされており、残留試験データが明らかでない国際基準0.4ppmよりも緩いアメリカ基準3ppmがそのまま援用されている。

(10) すもも 3ppm

[理由] 1、すももの残留試験データは明らかでなく、アメリカのプラムの残留試験12事例で、散布7日後の最大残留値は0.3623ppmであり、オーストラリアのプラムの残留試験1事例で散布7日後の最大残留値は0.02ppmである。

2、残留試験データが明らかでない国際基準0.5ppmよりも緩いアメリカ基準3ppmがそのまま援用されている。

(11) おうとう (チェリーを含む。) 3ppm

[理由] 1、オーストラリアの残留試験1事例で、散布7日後の最大残留値は0.381ppmである。

2、ニュージーランドの残留試験1事例で、散布7日後の最大残留値は0.40ppmである。

3、EUの残留試験6事例(ドイツ2、ハンガリー、スペイン、ギリシャ、フランス各1)で散布7日後の最大残留値は1.303ppmある。

4、アメリカの残留試験6事例で、散布6又は7日後の最大残留値は1.3671ppmであり、残留試験データが明らかでない国際基準1.5ppmよりも緩いアメリカ基準3ppmがそのまま援用されている。

(12) いちご 0.5ppm

[理由] 1、オーストラリアの残留試験3事例で、散布1日後の最大残留値は0.50ppmである。

2、ニュージーランドの残留試験1事例で、散布1日後の最大残留値は0.03ppmである。

3、2017年版のアメリカの残留試験13事例(上記1、2を含む)で、散布1日後の最大残留値は0.50ppmであり、残留試験データが明らかでない国際基準0.5ppmがそのまま援用されている。

4、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

(13) ブルーベリー 0.7ppm

[理由] 1、改ざんされたアメリカのいちごの残留試験を参照に、同国の基準0.7ppmを援用している。

2、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

(14) クランベリー 0.7ppm

[理由] 1、改ざんされたアメリカのいちごの残留試験を参照に、同国の基準0.7ppmを援用している。

2、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

その3 【意見2】につづく

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354926

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415087)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415087
受信日付: 2017/03/29 01:21:01

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

その3 受付番号 201703290000415086 より

【意見2】アメリカでは、2015年に、ミツバチやポリネーターの被害防止のため、一旦登録されたスルホキサフロルの登録が削除されていたが、2016年10月、ミツバチ等が誘われ、被害が出ないことを条件に、一部の作物について、適用が再登録された。

しかし、日本でのミツバチへの影響評価については、登録申請者が提出した試験成績が公開されないし、農水省の評価も公表されていない。残留基準が決まると、国内での食用作物への農薬使用が可能になることを考えると、ミツバチへの影響が不明なまま、残留基準を設定はすべきでない。

【理由】1、ミツバチ影響成績に関するデータと審査経過の公開とを求めたが、所管の農水省も環境省も、開示を拒否している。

農水省は、「登録すれば、その後に審査の結果を審査報告書にして公表しますので、評価内容及び試験結果等につきましては、審査報告書でご確認ください。」との回答であった。

環境省は「農薬取締法第三条に基づき、農薬ごとに水質汚濁及び水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値を設定しているが、「ミツバチをはじめとする水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験」の資料を求めたり、審査をすることはありません。」との回答であった。

(参照)スルホキサフロルの農薬登録をしないよう求める農水省・環境省への要望と回答

<http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladyvine/kiji/yobo170215a.txt>

2、農水省の登録申請に関する通知(農水省局長通知12農産第8147号及び農水省課長通知13生産第3986号)記載のミツバチ影響試験は、西洋ミツバチを用いた原体による急性経口毒性試験及び接触毒性試験が原則であり、ほ場試験の場合は製剤で行うことになっているだけである。自然界における日本ミツバチやマルハナバチ、他のポリネーターへの影響は調べる必要もなく、斑点米カメムシ用の殺虫剤散布による養蜂ミツバチの大量死も防止できていない。

3、アメリカのEPAの下記資料(2016/5/16) p6にある表2では、ミツバチに対するGF-2032-SC(スルホキサフロル21.8%のフロアブル製剤)を用いた急性毒性試験では、活性成分あたりのLD50

経口 0.0515 μ g/頭、LD50 接触 0.130 μ g/頭となっている。

<https://www.regulations.gov/contentStreamer?documentId=EPA-HQ-OPP-2010-0889-0409&disposition=attachment&contentType=pdf>

同国では、EPAがポリネーターに対する影響評価のガイドライン(Guidance for Assessing Pesticide Risks to Bees)

https://www.epa.gov/sites/production/files/2014-06/documents/pollinator_risk_assessment_guidance_06_19_14.pdf

により、段階的な影響評価方法を示しているが、日本では、このような影響評価はなされていない。

4、アメリカでの2016年の再登録の際、ミツバチ等への影響が避けられないとの理由で、適用が削除されたり、使用時期が制限された作物がある。

しかし、農水省は、日本での使用状況は異なるとして、国内適用作物については、アメリカにみられるような適用除外や使用時期制限がない。→【意見4】も参照

5、スルホキサフロルは、ニコチン性アセチルコリン受容体に作用する神経毒性を有する殺虫剤であり、ミツバチの大量死の原因のひとつであるネオニコチノイド系農薬の一種である。日本でも、海外で使用禁止や使用規制されている同系の農薬によるミツバチの大量死がみられるものの、農水省は使用上の注意を指導しているだけで、既登録農薬の使用規制どころか、むしろ適用が拡大されている。そんな中、新たに国内での登録を認める必要はない。

その4の【意見3】につづく

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354927

は、ミツバチに対する毒性に比べて弱いことが知られている。」「受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では、使用をさけること。」としているが、自然界の野生ミツバチやポリネーターへの影響がどの程度か、調査データが示されいない。

(2) きゅうり 0.7ppm

[理由] 1、残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.28ppm であるが、7 日後 0.1ppm となる。

2、残留試験データが明らかでない国際基準 0.5ppm より緩い。

3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

4、農水省は「受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では、使用をさけること。」としているが、自然界の野生ミツバチやポリネーターへの影響がどの程度か、調査データが示されいない。

その 5 【意見 4】の(3)につづく

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354928

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415091)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415091
受信日付: 2017/03/29 01:32:16

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:
201703290000415089
その5 受付番号 201703290000415089 より

【意見4】

(3) みかん 0.2ppm

[理由] 1. 残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.05ppm である。

2. アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

3. 農水省は、花粉媒介昆虫を使って授粉する必要がないとし、「かんきつ類は5月に開花するが、スルホキサフロルの適用害虫であるアブラムシの防除時期は4月から6月、カイガラムシの防除時期は開花後である。アブラムシの防除時期の一部が開花期に重なるので、授粉を目的としてミツバチ等が放飼されることはないが、農業使用に際して、以下に示す使用上の注意事項*を遵守するよう農家を指導している。」と主張している。

しかし、みかんに用いられたアセタミプリドが、ハチミツに一律基準以上残留しており(実測データ最大残留 0.19ppm)、残留基準が 0.2ppm に設定された(私たち 2015 年のパブコメ意見で反対した)。この事例からわかるとおり、みかんでの農薬散布により、養蜂ミツバチが影響を受けるのは明らかである。

4. 農水省は、自然界の野生ミツバチやポリネーターへの影響がどの程度か、調査データが示されいない。

(4) なつみかんの果実全体 2ppm

[理由] 1. 残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値は 0.89ppm であるが、7 日後 0.78ppm となる。

2. アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

(5) レモン 2ppm

[理由] 1. レモンの残留試験データは明らかでなく、なつみかんの果実全体が参照されている。

2. レモンの残留試験データが明らかでない国際基準 0.4ppm より緩い。

3. アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

(6) オレンジ (ネーブルオレンジを含む。) 2 ppm

- [理由] 1、オレンジの残留試験データは明らかでなく、なつみかんの果実全体が参照されている。
2、オレンジの残留試験データが明らかでない国際基準 0.8ppm より緩い。
3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。
4、残留基準を 2ppm とした場合、幼小児で、ESTI/ARFD が 20% となる。

(7) グレープフルーツ 2ppm

- [理由] 1、グレープフルーツの残留試験データは明らかでなく、なつみかんの果実全体が参照されている。
2、グレープフルーツの残留試験データが明らかでない国際基準 0.15ppm より緩い。
3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

(8) ライム 2ppm

- [理由] 1、ライムの残留試験データは明らかでなく、なつみかんの果実全体が参照されている。
2、ライムの残留試験データが明らかでない国際基準 0.4ppm より緩い。
3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

(9) その他のかんきつ類果実 2ppm

- [理由] 1、かぼすの残留試験 1 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.38ppm。すだちの残留試験 1 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.56ppm である。
2、残留データ不明の国際基準 0.8ppm より緩い。
3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

(10) りんご 0.7ppm

- [理由] 1、残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.28ppm であるが、7 日後は 0.2ppm である。
2、残留データ不明の国際基準 0.3ppm より緩い。
3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、りんごへの適用は開花期後とした。
4、農水省は、開花中にスルホキサフロルが使用されることはない。さらに「受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では使用をさけること。」の注意事項を遵守するよう農家を指導している。しかし、自然界の野生ミツバチやポリネーターへの影響がどの程度か、調査データが示されない。

(11) 日本なし 1ppm

- [理由] 1、残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.49ppm であるが、7 日後は 0.17ppm である。
2、残留データ不明の国際基準 0.3ppm より緩い
3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、なしへの適用は開花期後とした。
4、農水省は、「人工授粉を行っているため、花粉媒介昆虫を放飼することはないが、かんきつの際に示したものと同様の注意事項を遵守するよう農家を指導している。」としているが、自然界の野生ミツバチやポリネーターへの影響がどの程度か、調査データが示されない。
その 6 【意見 4】の(12)につづく

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354929

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415092)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415092
受信日付: 2017/03/29 01:38:04

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:
201703290000415091
その6 受付番号 201703290000415091 より

【意見4】

(12) 西洋なし 1ppm

- [理由] 1、西洋なしの残留データはなく、日本なしが参照されている。
2、残留データ不明の国際基準 0.3ppm より緩い。
3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、なしへの適用は開花期後とした。

【意見5】 コメの残留基準 1ppm とすることに反対である。設定すべきでない。

- [理由] 1、残留試験 4 事例で、散布 7 日後の最大残留値は 0.48ppm である。
2、スルホキサフロルの EDI 算出の際には、暴露評価値を残留基準案より低い 0.418ppm としている。
3、幼児の TMDI の対 ADI 比は、84.1% で、安全の目安とされる 80% を超えているが、この場合、コメの寄与率が 14.7% と食品中一番高い。また、一般人でもコメの寄与率は 15.3% である。
4、斑点米カメムシ駆除に適用された殺虫剤が、ミツバチ大量死の一因になっており、水稻に適用すべきでない。

【意見6】 下記の食品の残留基準を 2ppm 以上にすることに反対である。残留試験成績よりもずっと高い値に設定している。もっと低値にすべきである。

また、アメリカで問題になったように、養蜂や野生のミツバチやポリネーターに被害を与える恐れがあり、出来るだけ使用すべきでない。

(1) だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉 10ppm

- [理由] 1、残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値は 4.86ppm であるが、0.84ppm の事例もある。

2、残留基準を10ppmとした場合、一般で、ESTI/ARfDが30%となる。

(2)かぶ類の葉 6ppm

[理由]かぶ類の葉の残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

(3)クレソン 6ppm

[理由]クレソンの残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

(4)はくさい 6ppm

[理由]1、はくさいの残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

2、残留基準を6ppmとした場合、一般で、ESTI/ARfDが30%、幼児で40%となる。

(5)ケール 6ppm

[理由]1、ケールの残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

2、残留基準を6ppmとした場合、一般で、ESTI/ARfDが20%となる。

(6)こまつな 6ppm

[理由]1、こまつなの残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

2、残留基準を6ppmとした場合、幼児で、ESTI/ARfDが20%となる。

(7)きょうな 6ppm

[理由]きょうなの残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

(8)チンゲンサイ 6ppm

[理由]1、チンゲンサイの残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

2、残留基準を6ppmとした場合、一般で、ESTI/ARfDが20%となる。

(9)ブロッコリー 3ppm

[理由]1、ブロッコリーの残留試験データが明らかでない国際基準3ppmがそのまま援用されている。

2、残留基準を3ppmとした場合、幼児で、ESTI/ARfDが20%となる。

(10)その他のあぶらな科野菜 6ppm

[理由]1、具体的なあぶらな科野菜の残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

2、たかなの残留基準を6ppmとした場合、一般で、ESTI/ARfDが20%となる。

(11)チコリ 6ppm

[理由]チコリの残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

(12)エンダイブ 6ppm

[理由]エンダイブの残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

(13)その他のきく科野菜 6ppm

[理由]具体的なきく科野菜の残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

(14)セロリ 2 ppm

[理由]1、アメリカの残留試験6事例で、散布3日後の最大残留値は0.8037ppmである。

2、アメリカの残留基準1.5ppmより高い数値である。

(15)ピーマン 2 ppm

[理由]ピーマンの残留試験データが明らかでない国際基準1.5ppmより緩い。

その7 【意見6】の(16)につづく。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354930

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415095)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415095
受信日付: 2017/03/29 01:42:46

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

201703290000415092

その7 受付番号 201703290000415092 より

【意見6】

(16) なす 2ppm

[理由] なすの残留試験データが明らかでない国際基準 1.5ppm より緩い。

(17) その他のなす科野菜 6 ppm

[理由] 具体的ななす科野菜の残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。

(18) その他のうり科野菜 6ppm

[理由] 1、具体的なうり科野菜の残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。

2、とうがんの残留基準を 6ppm とした場合、一般で、EST I / AR f D が 40%、にがうり 6ppm の場合、同じく 20%となる。

(19) オクラ 2ppm

[理由] オクラの残留試験データが明らかでない国際基準 1.5ppm より緩い。

(20) しいたけ 2ppm

[理由] しいたけの残留試験データが明らかでない国際基準 1.5ppm より緩い。

(21) その他のきのこ類 2ppm

[理由] 具体的なきのこの残留試験データが明らかでない国際基準 1.5ppm より緩い。

(22) その他の野菜 6ppm

[理由] 1、具体的な野菜の残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。

- 2、残留基準を 6ppm とした場合、一般で、ずいきの ESTI / ARfD が 20%、
幼児で、れんこんの ESTI / ARfD が 20%となる。

(23) ぶどう 2ppm

- [理由] 1、残留試験データが明らかでない国際基準 2ppm がそのまま援用されている。
2、残留基準を 2ppm とした場合、幼児で ESTI / ARfD が 20%となる。

(24) その他の果実 2ppm

- [理由] 具体的な果実の残留試験データは明らかでない国際基準 1.5ppm より緩い。

(25) その他のスパイス 10ppm

- [理由] みかん果皮の残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値は 3.38ppm である。

(26) その他のハーブ 6ppm

- [理由] 具体的なハーブの残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。

【意見 7】 全体的に残留基準が高すぎる。もっと低く設定して、その摂取を減らすようにすべきである。

[理由] 1. ラットの発がん性試験で雄に肝細胞腺腫及び精巣間細胞腺腫、マウスの発がん性試験で試験で雌雄マウスに肝細胞腺腫及び肝細胞癌の発生頻度増加が認められたが、非遺伝毒性メカニズムによるとされたが、他の発がん性物質や放射性物質の摂取や、がん発症者への影響を考えると、その摂取を出来るだけ減らす必要がある

また、ラットの繁殖試験で新生仔死亡が、発生毒性試験で胎仔の四肢異常等が、母体毒性がみられる用量で認められた。これらの異常発生はラット胎児期に特異的に発現するニコチン受容体に起因する可能性が考えられたため、ヒトでこれらの異常が発現する可能性は低いとされたが、このような物質の摂取はできるだけ減らすべきである。

そのため、残留基準を低くすることが有効である。

その 8 【意見 7】 の [理由] 2 につづく

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354932

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415096)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415096
受信日付: 2017/03/29 01:55:15

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

その8 受付番号 201703290000415095 より

【意見7】[理由]

2、2014年5-6月に、食品安全委員会が健康影響評価で、ADIを0.042mg/kg体重/日としてパブコメ意見募集した際、[REDACTED]は下記に示したように、高すぎる数値に反対し、見直しを求めた。

(詳細は <http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladyvine/kiji/sul140612.txt>)

その高いADIを用いても、幼小児のTMDIの対ADI比は、83.9%で、安全の目安とされる80%を超えている。食品の中で、コメの寄与率が14.7%、乳類が11.4%、ついでトマト、キャベツ、ホウレンソウなどの野菜が高い。一般成人もコメの寄与率は15.3%である。

EDIの算出には、暴露評価としてコメの場合は残留基準の41.8%、乳の場合は残留基準の24%の残留値を用いて推定摂取量を減らしているのは恣意的であり、はじめから、残留基準をさげればよい。

3、2014年8-9月に食品安全委員会が健康影響評価で、ARfDは0.25mg/kg体重としてパブコメ意見募集した際、[REDACTED]は下記に示したように、より低い値すること、及び、短期推定摂取量(ESTI)を示すように求めた。(詳細は <http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladyvine/kiji/pc140901a.txt>)

別紙4-1では、このARfDをもちいてESTIの対ARfD比の推定値が算出された。厚労省は、この比が単独で100%を超えないことを安全の目安としているが、今回提示された食品別のESTI/ARfDの中には、20%以上の食品が下記のように含まれる。これらはすべて10%以下になるよう残留基準を設定すべきと考える。

ちなみに、[REDACTED]は、残留基準を決める際、個々の食品ごとの短期暴露推定量が単独食品で、ARfDの10%を超えないように設定すべきであるとし、その理由として、『一食品から短期暴露推定量がARfDの100%に達するような基準を設定しては、他の食品、水、空気ほかからの摂取があった場合を考えると、安全の目安とはならない。』を挙げている。

食品名	基準案 ppm	暴露評価 数値 ppm	ESTI μ g/kg 体重/日		ESTI/ARfD %	
			一般	幼小児	一般	幼小児
だいこんの葉	10	10	82.6		30	
はくさい	6	6	77.8	94.1	30	40
ケール	6	6	48.2		20	

こまつな	6	6	—	53.3	—	20
ブロッコリー	3	3	—	43.2	—	20
チンゲンサイ	6	6	44.5		20	
たかな	6	6	47.1		20	
レタス類	6	6	—	58.9	—	20
非結球レタス類	6	6	—	83.5	—	30
レタス	6	6	—	53.0	—	20
トマト	2	2	—	54.3	—	20
とうがん	6	6	102.1		40	
にがうり	6	6	48.4		20	
ほうれんそう	6	6	—	67.4	—	30
ずいき	6	6	60.7		20	
れんこん	6	6	—	61.7	—	20
オレンジ	2	2	—	53.9	—	20
ぶどう	2	2	—	61.2	—	20
以上						

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354933

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000415023)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000415023
受信日付 : 2017/03/28 19:00:06

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████
氏名 : ████████████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス : ████████████████████
提出意見 :
標記の件で投稿した ██████████ です。
間違いがありましたので、修正します。

★受付番号 201703280000414948 に 7分割して投稿としましたが、8分割の間違いでした。
これに伴い、下記の受付番号順で、統合お願いします。

その1 受付番号 201703280000414948
その2 受付番号 201703280000414949
その3 受付番号 201703280000414951
その4 受付番号 201703280000414952
その5 受付番号 201703280000414953
その6 受付番号 201703280000414956
★その6→○その7 受付番号 201703280000414961
★その7→○その8 受付番号 201703280000414963

なお、統合版は、
<http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladymine/kiiji/zrpc170330s.htm>
に、アップしてあります。

また、誤記載個所を赤字修正してありますので、よろしく。
修正個所は以下です。

★受付番号 201703280000414952 の【意見3】の [理由]3の (参照)
ガタシマトビケラ→○ コガタシマトビケラ
★受付番号 201703280000414963 の 表 (投稿分の表がくずれていたらこちらをご覧ください)

だいこんの葉 ESTI/ARFD 比 一般 30%を追加

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354874

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414948)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000414948
受信日付 : 2017/03/28 16:27:30

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ████████████████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

2015年のスルホキサフロル残留基準案提示の際のパブコメの意見は、
<http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladymine/kiji/sul160102.txt> であった。

今回の資料は、前回と異なる箇所もあるので、改めて、7分割して投稿する。

その1

【意見1】改ざんした資料を挙げ、残留基準を設定すべきでない。

下記の作物の残留試験データは、2015年版参考資料*の別紙1-3でEU、豪州等となっていたのと同じデータが今回の参考資料**では、アメリカのデータとして別紙1-2に記載されている。このような整合性のない資料をあげて、残留基準を設定すべきでない。

なお、米国の残留試験として、他国の試験がはいっている作物は、下記のものである。

Dry Bean/ばれいし/てんさい/キャベツ/レタス/リーフレタス/カリフラワー/
にんじん/ほうれんそう/Green bean/もも/ネクタリン/アブリコット/プラム/
おうとう/いちご/なたね

以下に、2015年版にもとづき提出した意見を再掲しておく。アメリカ以外の国名は、今回の資料では、すべて、米国資料となっている。

(1)キャベツ 2ppm

[理由] 1、残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値は0.21ppmである。

2、アメリカの残留試験6事例で、散布3日後の最大残留値0.2774ppmである。

3、オーストラリアの残留試験2事例で、散布3日後の最大残留値は0.24ppmである。

4、ドイツの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値は0.400ppmである。

5、イギリスの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値は0.109ppmである。

6、フランスの残留試験2事例で、散布3日後の最大残留値は0.076ppmである。

- 7、ギリシャの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値は0.024ppmである。
- 8、アメリカの残留基準2ppmがそのまま援用されている。

(2) 芽キャベツ 2ppm

[理由] 芽キャベツの残留データはなく、アメリカのキャベツが参照とされ、同国の残留基準2ppmがそのまま援用されている。

(3) レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。） 6ppm

[理由] 1、残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値は0.42ppmである。

2、アメリカのレタスの残留試験4事例で、散布3日後の最大残留値は0.18294ppmであり、リーフレタスの残留試験11事例で、散布2又は3日後の最大残留値は1.1293ppmである。

3、オーストラリアのレタスの残留試験4事例で、散布3日後の最大残留値は0.070ppm、リーフレタスの残留試験4事例で、散布日後の最大残留値は0.950ppmである。

4、ドイツのレタスの残留試験2事例で、散布3日後の最大残留値は0.298ppm、リーフレタスの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値は0.831ppmである。

5、イギリスのレタスの残留試験3事例で、散布3日後の最大残留値は0.496ppmである。

6、ギリシャのレタスの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値は0.496ppm、リーフレタスの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値1.416ppmである。

7、スペインのレタスの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値は0.174ppm、リーフレタスの残留試験2事例で、散布日後の最大残留値0.567ppmである。

8、フランスのレタスの残留試験1事例で、散布3日後の最大残留値は0.446ppmである。

9、レタスの残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

10、残留基準を6ppmとした場合、幼小児で、ESTI/ARfDが20又は30%となる。

(4) パセリ 6ppm

[理由] 1、アメリカとオーストラリアのほうれんそう、アメリカとEUとオーストラリアのレタスとリーフレタスが参照されている。

2、パセリの残留試験データ明らかでないアメリカの残留基準6ppmがそのまま援用されている。

(5) ほうれんそう 6ppm

[理由] 1、アメリカの残留試験6事例で、散布3日後の最大残留値は3.2558ppmであるが、オーストラリアの残留試験2事例で、散布3日後の最大残留値は0.660ppmである

2、残留試験データが明らかでない国際基準6ppmがそのまま援用されている。

3、残留基準を6ppmとした場合、幼小児で、ESTI/ARfDが30%となる

その2 の【意見1】の(6)につづく

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354786

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414949)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000414949
受信日付: 2017/03/28 16:31:02

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:
その2 受付番号 201703280000414948 より

【意見1】

(6)未成熟えんどう 4ppm

[理由]未成熟えんどうの残留試験データは明らかでなく、アメリカの未成熟いんげんが参照され、その残留基準4ppmがそのまま援用されている。

(7)未成熟いんげん 4ppm

[理由]1、未成熟いんげんの残留試験データは明らかでなく、EUの残留試験6事例(ドイツ、スペイン、イタリア、ギリシャ、ハンガリー、ポーランド各1)で、散布7日後の最大残留値は2.248ppmである。

2、残留試験データ明らかでないアメリカ基準4ppmがそのまま援用されている。

(8)ネクタリン 3ppm

[理由]1、オーストラリアの残留試験5事例で、散布7日後の最大残留値は0.17ppmであり、ももの残留試験事例8で、散布7又は8日後の最大残留値は0.28ppm)である。

2、EUのもも残留試験6事例(ドイツ、スペイン、イタリア、ギリシャ、ハンガリー、ポーランド各1)で、散布7又は8日後の最大残留値は0.570ppmである。

3、アメリカのもも(残留試験6事例で、散布6又は7日後の最大残留値は0.2425ppm)、プラム(残留試験12事例で、散布7日後の最大残留値は0.3623ppm)、おうとう(残留試験6事例で、散布6又は7日後の最大残留値は1.367ppm)が参照にされており、残留試験データが明らかでない国際基準0.4ppmよりも緩いアメリカ基準3ppmがそのまま援用されている。

(9)あんず 3 ppm

[理由]1、オーストラリアのアプリコット残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値は0.45ppmである。

2、アメリカのもも(残留試験6事例で、散布6又は7日後の最大残留値は0.2425ppm)、プラム(残留試験12事例で、散布7日後の最大残留値0.3623ppm)、おうとう(残留試験6事例で、散布6又は7

日後の最大残留値は1.367ppm)が参照にされており、残留試験データが明らかでない国際基準0.4ppmよりも緩いアメリカ基準3ppmがそのまま援用されている。

(10)すもも 3ppm

[理由]1、すももの残留試験データは明らかでなく、アメリカのプラムの残留試験12事例で、散布7日後の最大残留値は0.3623ppmであり、オーストラリアのプラムの残留試験1事例で散布7日後の最大残留値は0.02ppmである。

2、残留試験データが明らかでない国際基準0.5ppmよりも緩いアメリカ基準3ppmがそのまま援用されている。

(11)おうとう(チェリーを含む) 3ppm

[理由]1、オーストラリアの残留試験1事例で、散布7日後の最大残留値は0.381ppmである。

2、ニュージーランドの残留試験1事例で、散布7日後の最大残留値は0.40ppmである。

3、EUの残留試験6事例(ドイツ2、ハンガリー、スペイン、ギリシャ、フランス各1)で散布7日後の最大残留値は1.303ppmある。

4、アメリカの残留試験6事例で、散布6又は7日後の最大残留値は1.3671ppmであり、残留試験データが明らかでない国際基準1.5ppmよりも緩いアメリカ基準3ppmがそのまま援用されている。

(12)いちご 0.5ppm

[理由]1、オーストラリアの残留試験3事例で、散布1日後の最大残留値は0.50ppmである。

2、ニュージーランドの残留試験1事例で、散布1日後の最大残留値は0.03ppmである。

3、2017年版のアメリカの残留試験13事例(上記1、2を含む)で、散布1日後の最大残留値は0.50ppmであり、残留試験データが明らかでない国際基準0.5ppmがそのまま援用されている。

4、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

(13)ブルーベリー 0.7ppm

[理由]1、改ざんされたアメリカのいちごの残留試験を参照に、同国の基準0.7ppmを援用している。

2、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

(14)クランベリー 0.7ppm

[理由]1、改ざんされたアメリカのいちごの残留試験を参照に、同国の基準0.7ppmを援用している。

2、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

その3 【意見2】につづく

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354787

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414951)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000414951
受信日付: 2017/03/28 16:39:07

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]
提出意見:
その3 受付番号 201703280000414949 より

【意見2】アメリカでは、2015年に、ミツバチやポリネーターの被害防止のため、一旦登録されたスルホキサフロルの登録が削除されていたが、2016年10月、ミツバチ等が誘われ、被害が出ないことを条件に、一部の作物について、適用が再登録された。

しかし、日本でのミツバチへの影響評価については、登録申請者が提出した試験成績が公開されいないし。農水省の評価も公表されていない。残留基準が決まると、国内での食用作物への農薬使用が可能になることを考えると、ミツバチへの影響が不明なまま、残留基準を設定はすべきでない。

【理由】1、ミツバチ影響成績に関するデータと審査経過の公開とを求めたが、所管の農水省も環境省も、開示を拒否している。

農水省は、「登録すれば、その後に審査の結果を審査報告書にして公表しますので、評価内容及び試験結果等につきましては、審査報告書でご確認ください。」との回答であった。

環境省は「農薬取締法第三条に基づき、農薬ごとに水質汚濁及び水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値を設定しているが、「ミツバチをはじめとする水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験」の資料を求めたり、審査をすることはありません。」との回答であった。

(参照)スルホキサフロルの農薬登録をしないよう求める農水省・環境省への要望と回答

<http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladyvine/kiji/yobo170215a.txt>

2、農水省の登録申請に関する通知(農水省局長通知12農産第8147号及び農水省課長通知13生産第3986号)記載のミツバチ影響試験は、西洋ミツバチを用いた原体による急性経口毒性試験及び接触毒性試験が原則であり、ほ場試験の場合は製剤で行うことになっているだけである。自然界における日本ミツバチやマルハナバチ、他のポリネーターへの影響は調べる必要もなく、斑点米カメムシ用の殺虫剤散布による養蜂ミツバチの大量死も防止できていない。

3、アメリカのEPAの下記資料(2016/5/16) p6にある表2では、ミツバチに対する

GF-2032-SC (スルホキサフロル 21.8%のフロアブル製剤)を用いた急性毒性試験では、活性成分あたりのLD50経口0.0515 μ g/頭、LD50接触0.130 μ g/頭となっている。

<https://www.regulations.gov/contentStreamer?documentId=EPA-HQ-OPP-2010-0889-0409&disposition=attachment&contentType=pdf>

同国では、EPAがポリネーターに対する影響評価のガイドライン(Guidance for Assessing Pesticide Risks to Bees)

https://www.epa.gov/sites/production/files/2014-06/documents/pollinator_risk_assessment_guidance_06_19_14.pdf

により、段階的な影響評価方法が示しているが、日本では、このような影響評価はなされていない。

4、アメリカでの2016年の再登録の際、ミツバチ等への影響が避けられないとの理由で、適用が削除されたり、使用時期が制限された作物がある。

しかし、農水省は、日本での使用状況は異なるとして、国内適用作物については、アメリカにみられるような適用除外や使用時期制限がない。→【意見4】も参照

5、スルホキサフロルは、ニコチン性アセチルコリン受容体に作用する神経毒性を有する殺虫剤であり、ミツバチの大量死の原因のひとつであるネオニコチノイド系農薬の一種である。日本でも、海外で使用禁止や使用規制されている同系の農薬によるミツバチの大量死がみられるものの、農水省は使用上の注意を指導しているだけで、既登録農薬の使用規制どころか、むしろ適用が拡大されている。そんな中、新たに国内での登録を認める必要はない。

その4の【意見3】につづく

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354789

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414952)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000414952
受信日付 : 2017/03/28 16:41:46

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ████████████████████

連絡先電話番号 : ████████████████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

その4 受付番号 201703280000414951 より

【意見3】スルホキサフロルの水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準は39000 μ g/Lと設定されているが、新たに、ユスリカを用いた影響試験成績の提出が求められ、その再評価がなされている。同登録保留基準の改定前に、農薬登録がなされるべきでない。

【理由】1、農水省、環境省は、同登録保留基準の設定に、現行のオオミジンコの試験だけでは、日本の水系での影響評価には、不十分であり、より感受性の高い種であるユスリカの試験が必要として、関連通知が改訂されようとしている。

2、スルホキサフロルもユスリカデータの提出が申請者に命ぜられているが、試験結果もその評価もまだ、公表されておらず、審議中である。

3、私たちは、ネオニコチノイド系農薬について、オオミジンコの1000倍から10万倍感受性の高いコガタシマトビケラでの試験を求めている。

(参照) 農業環境技術研究所 : ガタシマトビケラ1齢幼虫を用いた農薬の急性毒性試験法マニュアル
http://www.naro.affrc.go.jp/archive/niaes/sinfo/result/result24/result24_02.html

【意見4】下記の作物は、アメリカで、ミツバチ等の保護のため、適用が除外されたり、使用時期が規制されている。日本国内での少ない残留試験事例をもとに、緩い基準をきめるべきでない。

(1) トマト 2 ppm

【理由】1、トマトの残留試験データは明らかでなく、ミニトマトの残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値は0.94ppm、7日後は0.91ppmである。

2、トマトの残留試験データが明らかでない国際基準1.5ppmより緩い。

3、残留基準を2ppmとした場合、幼小児で、ESTI/ARfDが20%となる。

4、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、トマト、ミニトマトへの適用は開花期後とした。

5、農水省は、「花粉媒介昆虫を利用した授粉を行っているのはトマト栽培全体の3割程度である。但し、花粉媒介昆虫としては、米国と同様マルハナバチを利用している。スルホキサフロルのマルハナバチに対する接触毒性

は、ミツバチに対する毒性に比べて弱いことが知られている。」「受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では、使用をさけること。」としているが、自然界の野生ミツバチやポリネーターへの影響がどの程度か、調査データが示されいない。

(2) きゅうり 0.7ppm

【理由】1、残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値が0.28ppmであるが、7日後0.1ppmとなる。

2、残留試験データが明らかでない国際基準0.5ppmより緩い。

3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

4、農水省は「受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では、使用をさけること。」としているが、自然界の野生ミツバチやポリネーターへの影響がどの程度か、調査データが示されいない。

その5【意見4】の(3)につづく

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354790

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414953)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000414953
受信日付: 2017/03/28 16:44:20

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:
その5 受付番号 201703280000414952 より

【意見4】

(3) みかん 0.2ppm

[理由] 1. 残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値が0.05ppmである。

2. アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

3. 農水省は、花粉媒介昆虫を使って授粉する必要がないとし、「かんきつ類は5月に開花するが、スルホキサフロルの適用害虫であるアブラムシの防除時期は4月から6月、カイガラムシの防除時期は開花後である。アブラムシの防除時期の一部が開花期に重なるので、授粉を目的としてミツバチ等が放飼されることはないが、農業使用に際して、以下に示す使用上の注意事項*を遵守するよう農家を指導している。」と主張している。

しかし、みかんに用いられたアセタミプリドが、ハチミツに一律基準以上残留しており(実測データ最大残留0.19ppm)、残留基準が0.2ppmに設定された(私たち2015年のパブコメ意見で反対した)。この事例からわかるとおり、みかんでの農薬散布により、養蜂ミツバチが影響を受けるのは明らかである。

4. 農水省は、自然界の野生ミツバチやポリネーターへの影響がどの程度か、調査データが示されない。

(4) なつみかんの果実全体 2ppm

[理由] 1. 残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値は0.89ppmであるが、7日後0.78ppmとなる。

2. アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

(5) レモン 2ppm

[理由] 1. レモンの残留試験データは明らかでなく、なつみかんの果実全体が参照されている。

2. レモンの残留試験データが明らかでない国際基準0.4ppmより緩い。

3. アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

(6) オレンジ (ネーブルオレンジを含む。) 2 ppm

[理由] 1. オレンジの残留試験データは明らかでなく、なつみかんの果実全体が参照されている。

- 2、オレンジの残留試験データが明らかでない国際基準 0.8ppm より緩い。
- 3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。
- 4、残留基準を 2ppm とした場合、幼小児で、ESTI/ARfD が 20% となる。

(7) グレープフルーツ 2ppm

- [理由] 1、グレープフルーツの残留試験データは明らかでなく、なつみかんの果実全体が参照されている。
- 2、グレープフルーツの残留試験データが明らかでない国際基準 0.15ppm より緩い。
 - 3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

(8) ライム 2ppm

- [理由] 1、ライムの残留試験データは明らかでなく、なつみかんの果実全体が参照されている。
- 2、ライムの残留試験データが明らかでない国際基準 0.4ppm より緩い。
 - 3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

(9) その他のかんきつ類果実 2ppm

- [理由] 1、かぼすの残留試験 1 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.38ppm。すだちの残留試験 1 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.56ppm である。
- 2、残留データ不明の国際基準 0.8ppm より緩い。
 - 3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、適用を削除。

(10) りんご 0.7ppm

- [理由] 1、残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.28ppm であるが、7 日後は 0.2ppm である。
- 2、残留データ不明の国際基準 0.3ppm より緩い。
 - 3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、りんごへの適用は開花期後とした。
 - 4、農水省は、開花中にスルホキサフロルが使用されることはない。さらに「受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では使用をさけること。」の注意事項を遵守するよう農家を指導している。しかし、自然界の野生ミツバチやポリネーターへの影響がどの程度か、調査データが示されない。

(11) 日本なし 1ppm

- [理由] 1、残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値が 0.49ppm であるが、7 日後は 0.17ppm である。
- 2、残留データ不明の国際基準 0.3ppm より緩い
 - 3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、なしへの適用は開花期後とした。
 - 4、農水省は、「人工授粉を行っているため、花粉媒介昆虫を放飼することはないが、かんきつの際に示したものと同様の注意事項を遵守するよう農家を指導している。」としているが、自然界の野生ミツバチやポリネーターへの影響がどの程度か、調査データが示されない。

その 6 【意見 4】の(12)につづく

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354791

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414956)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000414956
受信日付: 2017/03/28 16:47:37

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]
提出意見:
その6 受付番号 201703280000414953 より

【意見4】

(12) 西洋なし 1ppm

【理由】1、西洋なしの残留データはなく、日本なしが参照されている。

2、残留データ不明の国際基準 0.3ppm より緩い。

3、アメリカでは、ミツバチ被害防止のため、なしへの適用は開花期後とした。

【意見5】 コメの残留基準 1ppm とすることに反対である。設定すべきでない。

【理由】1、残留試験 4 事例で、散布 7 日後の最大残留値は 0.48ppm である。

2、スルホキサフロルの EDI 算出の際には、暴露評価値を残留基準案より低い 0.418ppm としている。

3、幼児の TMDI の対 ADI 比は、84.1% で、安全の目安とされる 80% を超えているが、この場合、コメの寄与率が 14.7% と食品中一番高い。また、一般人でもコメの寄与率は 15.3% である。

4、斑点米カメムシ駆除に適用された殺虫剤が、ミツバチ大量死の一因になっており、水稻に適用すべきでない。

【意見6】 下記の食品の残留基準を 2ppm 以上にすることに反対である。残留試験成績よりもずっと高い値に設定している。もっと低値にすべきである。

また、アメリカで問題になったように、養蜂や野生のミツバチやポリネーターに被害を与える恐れがあり、出来るだけ使用すべきでない。

(1) だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉 10ppm

【理由】1、残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値は 4.86ppm であるが、0.84ppm の事例もある。

2、残留基準を 10ppm とした場合、一般で、ESTI/ARFD が 30% となる。

- (2) かぶ類の葉 6ppm
[理由]かぶ類の葉の残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。
- (3) クレソン 6ppm
[理由]クレソンの残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。
- (4) はくさい 6ppm
[理由] 1、はくさいの残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。
2、残留基準を 6ppm とした場合、一般で、EST I / A R f D が 30%、幼児で 40%となる。
- (5) ケール 6ppm
[理由] 1、ケールの残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。
2、残留基準を 6ppm とした場合、一般で、EST I / A R f D が 20%となる。
- (6) こまつな 6ppm
[理由] 1、こまつなの残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。
2、残留基準を 6ppm とした場合、幼児で、EST I / A R f D が 20%となる。
- (7) きょうな 6ppm
[理由]きょうなの残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。
- (8) チンゲンサイ 6ppm
[理由] 1、チンゲンサイの残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。
2、残留基準を 6ppm とした場合、一般で、EST I / A R f D が 20%となる。
- (9) ブロッコリー 3ppm
[理由] 1、ブロッコリーの残留試験データが明らかでない国際基準 3ppm がそのまま援用されている。
2、残留基準を 3ppm とした場合、幼児で、EST I / A R f D が 20%となる。
- (10) その他のあぶらな科野菜 6ppm
[理由] 1、具体的なあぶらな科野菜の残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。
2、たかなの残留基準を 6ppm とした場合、一般で、EST I / A R f D が 20%となる。
- (11) チコリ 6ppm
[理由]チコリの残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。
- (12) エンダイブ 6ppm
[理由]エンダイブの残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。
- (13) その他のきく科野菜 6ppm
[理由]具体的なきく科野菜の残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。
- (14) セロリ 2 ppm
[理由] 1、アメリカの残留試験 6 事例で、散布 3 日後の最大残留値は 0.8037ppm である。
2、アメリカの残留基準 1.5ppm より高い数値である。
- (15) ピーマン 2 ppm
[理由]ピーマンの残留試験データが明らかでない国際基準 1.5ppm より緩い。

その 6 【意見 6】の(16)につづく

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354794

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414961)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000414961
受信日付: 2017/03/28 16:54:59

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

その6 受付番号 201703280000414956 より

【意見6】

(16) なす 2ppm

[理由] なすの残留試験データが明らかでない国際基準 1.5ppm より緩い。

(17) その他のなす科野菜 6 ppm

[理由] 具体的ななす科野菜の残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。

(18) その他のうり科野菜 6ppm

[理由] 1、具体的なうり科野菜の残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。

2、とうがんの残留基準を 6ppm とした場合、一般で、EST I / A R f D が 40%、にがうり 6ppm の場合、同じく 20%となる。

(19) オクラ 2ppm

[理由] オクラの残留試験データが明らかでない国際基準 1.5ppm より緩い。

(20) しいたけ 2ppm

[理由] しいたけの残留試験データが明らかでない国際基準 1.5ppm より緩い。

(21) その他のきのこ類 2ppm

[理由] 具体的なきのこの残留試験データが明らかでない国際基準 1.5ppm より緩い。

(22) その他の野菜 6ppm

[理由] 1、具体的な野菜の残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。

2、残留基準を 6ppm とした場合、一般で、ずいきのEST I / A R f D が 20%、

幼児で、れんこんのESTI/ARFDが20%となる。

(23)ぶどう 2ppm

[理由] 1、残留試験データが明らかでない国際基準 2ppm がそのまま援用されている。
2、残留基準を 2ppm とした場合、幼児でESTI/ARFDが20%となる。

(24) その他の果実 2ppm

[理由] 具体的な果実の残留試験データは明らかでない国際基準 1.5ppm より緩い。

(25) その他のスパイス 10ppm

[理由] みかん果皮の残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値は 3.38ppm である。

(26) その他のハーブ 6ppm

[理由] 具体的なハーブの残留試験データが明らかでない国際基準 6ppm がそのまま援用されている。

【意見7】 全体的に残留基準が高すぎる。もっと低く設定して、その摂取を減らすようにすべきである。

[理由] 1. ラットの発がん性試験で雄に肝細胞腺腫及び精巢間細胞腺腫、マウスの発がん性試験で試験で雌雄マウスに肝細胞腺腫及び肝細胞癌の発生頻度増加が認められたが、非遺伝毒性メカニズムによるとされたが、他の発がん性物質や放射性物質の摂取や、がん発症者への影響を考えると、その摂取を出来るだけ減らす必要がある

また、ラットの繁殖試験で新生仔死亡が、発生毒性試験で胎仔の四肢異常等が、母体毒性がみられる用量で認められた。これらの異常発生はラット胎児期に特異的に発現するニコチン受容体に起因する可能性が考えられたため、ヒトでこれらの異常が発現する可能性は低いとされたが、このような物質の摂取はできるだけ減らすべきである。

そのため、残留基準を低くすることが有効である。

その7 【意見7】の【理由】2につづく

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354799

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414963)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000414963
受信日付: 2017/03/28 16:58:19

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]
提出意見:
その7 受付番号 201703280000414961 より
【意見7】

【理由】

2、2014年5-6月に、食品安全委員会が健康影響評価で、ADIを0.042mg/kg体重/日としてパブコメ意見募集した際、[REDACTED]は下記に示したように、高すぎる数値に反対し、見直しを求めた。

(詳細は <http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladyvine/kiji/sul140612.txt>)

その高いADIを用いても、幼児のTMDIの対ADI比は、83.9%で、安全の目安とされる80%を超えている。食品の中で、コメの寄与率が14.7%、乳類が11.4%、ついで、トマト、キャベツ、ホウレンソウなどの野菜が高い。一般成人もコメの寄与率は15.3%である。

EDIの算出には、暴露評価として、コメの場合は残留基準の41.8%、乳の場合は残留基準の24%の残留値を用いて、推定摂取量を減らしているのは恣意的であり、はじめから、残留基準をさげればよい。

3、2014年8-9月に食品安全委員会が健康影響評価で、ARfDは0.25mg/kg体重としてパブコメ意見募集した際、[REDACTED]は下記に示したように、より低い値すること、及び、短期推定摂取量(ESTI)を示すように求めた。

(詳細は <http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladyvine/kiji/pc140901a.txt>)

別紙4-1では、このARfDをもちいて、ESTIの対ARfD比の推定値が算出された。厚労省は、この比が単独で100%を超えないことを安全の目安としているが、今回提示された食品別のESTI/ARfDの中には、20%以上の食品が下記のように含まれる。これらは、すべて10%以下になるよう残留基準を設定すべきと考える。

ちなみに、[REDACTED]は、残留基準を決める際、個々の食品ごとの短期暴露推定量が単独食品で、ARfDの10%を超えないように設定すべきであるとし、その理由として、『一食品から短期暴露推定量がARfDの100%に達するような基準を設定しては、他の食品、水、空気ほかからの摂取があった場合を考えると、安全の目安とはならない。』を挙げている。

食品名	基準案 ppm	暴露評価 数値 ppm	ESTI $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日		ESTI/ARfD %	
			一般	幼小児	一般	幼小児
だいこんの葉	10	10	82.6			
はくさい	6	6	77.8	94.1	30	40
ケール	6	6	48.2		20	
こまつな	6	6	—	53.3	—	20
ブロッコリー	3	3	—	43.2	—	20
チンゲンサイ	6	6	44.5		20	
たかな	6	6	47.1		20	
レタス類	6	6	—	58.9	—	20
非結球レタス類	6	6	—	83.5	—	30
レタス	6	6	—	53.0	—	20
トマト	2	2	—	54.3	—	20
とうがん	6	6	102.1		40	
にがうり	6	6	48.4		20	
ほうれんそう	6	6	—	67.4	—	30
ずいき	6	6	60.7		20	
れんこん	6	6	—	61.7	—	20
オレンジ	2	2	—	53.9	—	20
ぶどう	2	2	—	61.2	—	20
以上						

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354801

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月27日月曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703270000414628)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703270000414628
受信日付 : 2017/03/27 11:25:40

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

柑橘のカイガラムシ防除、特にヤノネカイガラムシ防除で困っており、早く防除体系に取り入れたい。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354511

厚生労働省 医薬生活衛生局 生活衛生食品安全部 基準審査課
残留農薬等基準審査室 御中

「スルホキサフロルの残留基準設定について」

この薬品は、ダウ、ケミカル社が発表しているラットの催奇性試験で、すでに奇形が発生している。また、そのほとんどは、代謝されることなく肝臓や筋肉に蓄積している。また、稲わらや、土壌への残留もあるだろう。

この、催奇性と、蓄積については、長期の追跡調査が必要である。

アメリカでは、大鼠のミツバチ被害により、使用規制をかけられた薬剤である。

人間に被害が及ばないことを、確かめなければならない。

かつて、日本では、催眠薬「サリドマイド」を、発売元のドイツが使用禁止にしたあと何年も使い続けた。

その結果、「日本のサリドマイド児のおかげで、人間の発生機序が正確にわかった」とまで言われている。人体実験に近いことをしたという意味である。

製薬会社の利益のために、多くの死産と奇形児が生まれたことを、忘れてはならない。

いま、日本でもミツバチは減ってきている。

アメリカで使用規制のかかった薬剤を、日本で広く使えるようにしたいのであれば、厚生省は「国民の健康と生命をまもるために」催奇性と蓄積に関する追跡調査を広く長くおこなうべきである。

住所

氏名

職業

連絡先

厚生労働省 医薬生活衛生局 生活衛生食品安全部 基準審査課 残留農薬等基準審査室
御中

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415553)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415553
受信日付: 2017/03/29 23:41:50

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

厚生労働省はスルホキサフロルの残留基準審議というより、登録を認めない方向の厳しい態度を農水省、環境省に示すべきだと思います。

私は食品の加工、販売を行っておりますが、以前より厚生労働省にお伺いしたい旨がありました。

食品のラベルの表記に関しては、年々表記内容が厳しくなり、加工品の製造、販売サイドには非常に責務が重く膨大な作業が要求されるようになってきております。私も裏ラベルに表記した「スパイス」という一括表記が認められず、スパイスの種類すべて表記するよにということで、すべてのラベルを印刷し直し、何万円もの費用を負担することとなりました。現在は猶予期間ではありますが、さらに栄養成分表示も義務づけられています。

食品添加物に関しては、さらに厳しくきちんとした表記が求められているはずなのですが、一方で、残留農薬に関しては、まったく農薬の表記はなされていません。添加物、農薬は双方同じように人体への影響が疑われるものでありながら、添加物や内容物に関しては大変厳しい義務を負わせながら、残留基準を持つ農薬の表記にはまったく触れることはありません。

食品添加物、残留農薬は、ともに人体への影響、危険性が疑われる可能性があるものとして、同様の扱いをされるべきものであり、それを厳しく監視し、厳しく審議してできる限り使用の制限を促す立場にあるのが厚生労働省であるべきではないでしょうか？それが厚生労働省の仕事であり、立場ではないでしょうか？

それが、農水省の非常に偏った非常に甘い、根拠、信憑性に問題があるデータをもとに、農水省と一緒に登登録を推進するような、応援するような立場に厚生労働省が立ってしまったとなつては、厚生労働省の役目は果たせないものとなると思われます。

食品の加工、販売を行うほうに対しては大変重い厳しい表記を義務づけていながら、原材料の農産物の使用農薬の安全性に関しては非常に甘い態度を見せるようでは片手落ち、平等に欠けるものであると思ひます。

スルホキサフロルのように、アメリカや他の国々でも人体への影響、ミツバチへの影響、自然界への影響が問題とされ、いったんは登録が削除されたような疑わしき農薬に関しては、登録を認めないという厳しい態度を持って臨むことが、厚生労働省への国民の信頼につながることであり、恐らくは他国の心ある人々が日本の厚生労働省を見直す、手本とされることとなることと思ひます。

どうか今の人々が口にしている食品の現状をお考えください。

私たち製造者が表記しています食品添加物の他に、表記されていない残留農薬があることを、私たち製造者は深く理解しながら食品の製造を行っています。

残留基準を持つもの、残留が認められたものを含めて、もし農薬の表記を行った場合、以下のようなものになります。

アゾキシストロビン、イブロジオン、ボスカリド、アセタミプリド、イミダクロプリド、ジノテフラン、チアクロプリド、クロチアニジン、ペルメトリン、トリフルミゾール、アトラジン、クロルピリホス、オキサジルキシル、メソミル、プロピコナゾール、アセフェート、チアメトキサム、フロニカミド、インドキサカルブ、クレソキサカルブ、シペルメトリン、テトラコナゾール、テブフェンピラド、トリフロキシストロビン、ピリダリル、ピリプロキシフェン....

この農薬一つ一つにたとえ ADI での安全基準があったとしても、それらすべてが複合的に含まれた食品の安全性、それらの残留農薬の総合計での ADI、安全基準を果たして把握しきれていると言えるのでしょうか？

食品の安全と人々の健康を守る立場である厚生労働省は、このような人体への影響、危険性がある食品添加物や農薬をできる限り制限し、減らすために尽力すべき立場であると思います。さらに登録を認めてさらに食品の危険性を増すようなことに賛同すべき立場ではないと思います。

人々に安全な食品を提供することを望む製造者の食品事故、トラブル、問題を水際で防ぐためにも厚生労働省は、今回のようなスルホキサフロルのような問題となる農薬の登録には厳しく審議し、登録を認めない立場を取るよう、重ねてお願いいたします。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355304

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415568)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415568
受信日付 : 2017/03/30 06:22:50

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

スルホキサフロルによる、胎児の発達を阻害することが懸念される。さらに、ラットより数十倍長生きする人間にたいする影響は、ラットの実験では計り得ない。

現在の残留基準値案が策定される過程ではその点を考慮されていないので、見直されるべきである。

日本の内閣府「食品安全委員会」が定めたスルホキサフロルをふくめた、農薬の人体へのリスク評価による一日耐用摂取量 (ADI) は、米国の農薬メーカーのダウ・ケミカル社による論文を参考にしている。しかし、この論文では、根拠もなく安易に、「ラットでは影響がたけど人間は大丈夫」と結論づけていて、食品安全委員会もその結論づけている。

1日の許容摂取量(ADI)は今のものより厳しく1/10から1/100にするべきで、残留基準値ももっと低く見直すべきである。

日本の農薬使用基準では、国際オリンピック委員会IOCの採用する基準をみたすものは、ほとんどないといわれる。たとえば、農薬の残留実験が厳密に行われていない。経済協力開発機構(OECD)諸国では、作物ごとに8サンプル以上のデータをとることが求められている。しかし、日本では、たった2、3のサンプルというのが通常である。今回のスルホキサフロルでも、8サンプル以上のデータという要件をみたしたものは一つもない(3月8日衆議院農林水産委員会参照)。

ミツバチへの被害は続いている。夏、水田で散布するネオニコなどの農薬が、ミツバチの大量死を引き起こす原因と判明したにもかかわらず、そのうえスルホキサフロルの使用も承認され、ミツバチにとって、新たな脅威が追加されようとしている(2016年7月農水省調査「蜜蜂被害事例調査」の最終報告で、農林水産省が認めた)。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355319

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月16日木曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703160000412636)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703160000412636
受信日付 : 2017/03/16 10:16:28

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -
住所 :
氏名 :
連絡先電話番号 : -
利用者メールアドレス :
提出意見 :

で梨栽培をしています。最近袋かけ前にカイガラムシがたくさん出て困ってます。袋かけ前に消毒をしていますが、ここ2年袋の中で中々わくことがありました。近所の試験場OBの先生が、今まで使っていた薬に抵抗力がついたのではないかとのこと。新薬のスルホキサフロルがよく効くがまだ登録されないと聞きました。消毒代も手間もばかにならないので、よく効く薬が早く登録されるようお願いをします。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000352289

2017年3月15日

厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部基準審査課
残留農薬等基準審査室 御中

「スルホキサフロルの残留基準設定について」

早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。掲題の件につきまして、以下の通り意見具申させて頂きたく、ご連絡申し上げます。何卒ご査収賜りますようお願い申し上げます。

現在、弊社の取引先である農協、農家においては、現在納入している薬剤を使用して頂いても、なかなかカイガラムシによる被害が減らないという声を頂いている状況です。この事から、みかんのカイガラムシ類に対する新しい薬剤の供給が求められています。

2016年に、仕入先メーカーから生産物買取試験の提案を頂き、このスルホキサフロルでのみかんに対するカイガラムシ防除の試験を行ったところ、大変高い効果のある薬剤である事がわかりました。取引先からも、新しい薬剤の紹介を求められており、一刻も早くこの新規薬剤を弊社から供給したいと考えています。

貴省においては、厳選なる審査の上、本スルホキサフロル剤の一刻も早い登録を頂きたく、何卒宜しく願い申し上げます。

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日 日曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414476)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414476
受信日付: 2017/03/25 22:10:43

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

ネオニコチノイド系農薬が河川にどのくらい含まれているのかを「[REDACTED]」をメインに調べています。農薬の使用時期ではない時にも検出されます。分析予算の関係ですべての農薬がどうなのかわかりませんが、この農薬特性の水溶性で長期残留いう性質がたいへん気になります。因果関係がわかった時点で問題化するよりも予防原則を貫く方が選択としては良いと考えます。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000354400

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日曜日 14:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414539)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703260000414539
受信日付 : 2017/03/26 12:41:10

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 : ████████

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

こんにちは。私は、ネオニコチノイド系農薬、スルホキサフロルの利用そのものに強く反対をします。スルホキサフロルは、胎児の発達に重要な受容体と結合し、作用を阻害するはたらきがあるとされてます。そうなると、胎児が無事に発達できない可能性があります。しかも、人間のほうが実験動物(ラット)の場合より、約10倍も結合性が強いというので、人間の胎児への影響がラットよりも強くでることが懸念されます。現在の残留基準値案が作られる過程ではその点を考慮されていません。見直すべきです。日本の内閣府の「食品安全委員会」は、スルホキサフロルを含め、農薬の人の健康へのリスクを調べて一日耐用摂取量(ADI)を決めています(参考 http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000147244_1.pdf)。にもかかわらず、食品安全委員会が参考にしているのは米国の農薬メーカーのダウ・ケミカル社による論文であり、この論文では、根拠もなく安易に、“ラットでは影響がたけど人間は大丈夫”、と結論づけています。そして、食品安全委員会もその結論を採用してしまっています。人のほうがラットより10倍も結合性が高いのならば、1日の許容摂取量(ADI)は今のものより厳しく1/10~1/100にするべきで、残留基準値ももっと低く見直すべきです。その他、2016年7月農水省調査「蜜蜂被害事例調査」の最終報告にて、ネオニコなどの農薬とミツバチの大量死の関係を農林水産省が認めました。ここまで危険性が指摘されているネオニコ系農薬の利用制限を強く求めます。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354447

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414523)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703260000414523
受信日付 : 2017/03/26 11:18:52

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

健康に影響きたす農薬については、もっと使用基準を厳しくすべき。

規制が欧州基準に遅れを取っているのは問題である。

厳しく出来ないなら出来ない理由をきちんと公表すべき。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354437

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日 曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414499)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703260000414499
受信日付 : 2017/03/26 08:44:04

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

こんな残留基準値で危険な農薬を野放しにしていると、次の世代の健康は守れません。十年先、百年先を考えてください。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354423

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日 日曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414496)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414496
受信日付: 2017/03/26 06:43:51

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

農薬の使用基準を下げてください。

危険性のあるネオニコ系の農薬の使用基準が他の国と比べたかすぎるとおもいます。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000354420

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415486)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415486
受信日付 : 2017/03/29 21:58:31

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス : ██████████

提出意見 :

現在、日本では長年にわたる政府の食品、化粧品、シャンプーなどの添加物の規制のゆるすぎから、不健康な日本人をふやしています。

農薬の残留基準も欧米とは全く比べ物にならないほど低く、金持ち国の日本とはおもえません。

欧米の規制で売れなくなった農薬を日本で在庫整理のように規制緩和し、国土を汚染させ、生態系を破壊し、人々を病気にさせ、在庫整理の薬を規制緩和し、人々をさらに病気にさせるような売国奴のような規制緩和はやめてください。

国と国民を愛する公務員は、憲法にもとづき真摯に国民のために仕事する義務があります。戦後からずっと同じような間違えを繰り返し、25年間も世界一金持ち国でありながら、国土を汚し人を不健康にさせるような事は阻止してください！良心にしたがい小泉内閣以後の政府の無茶無茶な暴走を止めてください！

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355260

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415431)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415431
受信日付 : 2017/03/29 18:36:40

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : XXXXXXXXXX
住所 : XXXXXXXXXX
氏名 : XXXXXXXXXX
連絡先電話番号 : XXXXXXXXXX
利用者メールアドレス : XXXXXXXXXX

提出意見 :

スルホキサフロルの解禁はしない方向でお考えいただけないでしょうか。
みつばちへの毒性のあるものがまた使われるようになるのは心苦しいです。
みつばちがいなくなるということは、食べるものもなくなることに繋がっていくことをどうかお考えの上、
農薬メーカーの利益のことよりも次の世代のこと・環境のことを優先にさせていただきたいと思えます。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355216

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415427)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415427
受信日付 : 2017/03/29 18:29:49

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

現代の私達が少し我慢するくらいなんともありません。
将来を考慮した方針でどうか進めてください。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355212